

池田町下水道条例の一部改正（案）の概要について

1. 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（一括法）」により、「下水道法」の一部が改正され、政令（下水道法施行令）を参酌して、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を条例で定めることとなりました。

2. 条例改正（案）の概要

参酌する政令の基準は、下水道の機能を発揮するために必要かつ十分なものであることから、次のとおり政令と同じ内容の基準とします。

ただし、池田町公共下水道においては、現在雨水流域下水道及び都市下水路がなく、将来も設置される予定はないため、該当しない項目（下水道法施行令 第5条の9第6号、第17条の10、第18条）を除きます。

（1）公共下水道の構造の基準

①排水施設及び処理施設に共通する構造の基準

- ・堅固で耐久力を有する構造とすること。
- ・コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。 ほか

②排水施設の構造の基準

- ・配水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- ・流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 ほか

③処理施設の構造の基準

- ・脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- ・汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は汚泥の処理に伴う排気、廃液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（2）終末処理場の維持管理に関する基準

- ・活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- ・沈砂池又は沈殿池のどろだめに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。 ほか

3. 施行日

平成25年4月1日（予定）